

令和5年3月定例会

所管事務調査
報告書

総務厚生委員会

【所管事務調査報告】

本委員会は、令和4年9月定例会において、閉会中の所管事務調査として付託を受けておりました『今後の行財政運営について』、3回（令和4年11月8日、11月17日、令和5年1月26日）にわたり委員会を開催し、調査を行いましたので、その概要について報告を行います。

今回の所管事務調査では、総合計画後期基本計画の策定を前に、持続可能で安定的な行財政を維持していくために、今後の行財政運営について調査を行ったものであります。

はじめに、令和4年11月8日及び11月17日に開かれた委員会の主な内容については、平戸市財政健全化計画の取組事項である「公共施設配置の適正化」、「定員適正化計画による取り組み」、「新たな歳入の確保」、「ふるさと納税の取組推進」に関し、意見や質問がなされ、令和4年12月定例会において中間報告を行ったところであります。

次に、令和5年1月26日に開かれた委員会では、出席を求めた企画財政課より平戸市公共施設等総合管理計画 第1次アクションプラン（中間年度見直し）について説明を受けました。

主な内容は、平戸市公共施設等総合管理計画は、平戸市が保有する公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って総合的、かつ計画的な管理を行うため、本市の上位計画である「平戸市総合計画」及び「平戸市公共施設適正化基本方針」に基づき、計画期間を平成29年度から令和38年度までの40年間とし策定したものである。

アクションプランについては、本計画を具体的に実行するための行動計画で10年ごとのローリング方式で策定し、5年ごとに中間見直しを行うこととしている。

公共施設に係る更新費用の目標としては、市民一人当たりの費用負担が現状よりも増えないよう更新費用を約40%削減することを目標としている。

アクションプランの推進に向けては、推進体制として、中間見直し時点で進捗管理業務を管財総括担当部署に移管し、今後の調整、進捗管理を行い、庁内横断的に施設

の運営管理にかかる情報を共有できる体制を整え、適正かつ効率的に推進している。進捗管理については、1年ごとに、適正化方針及び取組内容について、進捗状況の確認を行うこととしている。

また、広報誌をはじめとした広報媒体の活用により情報発信を行い、市政懇談会等での市民意見の聴取を行うなど、市民と行政の相互理解と共通認識の上で、持続的かつ適正な公共サービスの提供に努めているとの説明がありました。

これを受け、本委員会では、次のとおり意見を取りまとめましたので、その概要をご報告いたします。

- 1 現状のまま施設を維持し続けた場合、人口減少に伴い公共施設の更新に係る市民一人当たりの費用負担が増加することから、現状より負担を増加させないため、平成29年度から令和38年度までの40年間で公共施設に係る更新費用を約40%削減すると目標を掲げている。この削減目標を達成するためには、市民に対して公共施設に関する現状、課題、役割等を周知し、共通認識を持つ必要がある。市民との合意形成は必要不可欠であり、市民や地域自らが、必要とする施設を考えていただくことも必要である。

計画の進捗状況を定期的に公表し、広報ひらどの特集号を発行するなど、公共施設の適正化は、施設の集約や廃止といった市民にとっても身近な問題として意識を高めるため、積極的に情報を発信すべきである。

- 2 公共施設の適正化は、市民生活へ直接影響を与えることもあり、市民の理解や合意形成を得るためには、一定の期間が必要となる。そのために長期的かつ計画的な管理を行う公共施設等総合管理計画が策定されているものとする。

施設を所管する担当部署においては個別施設計画や運営方針があると思うが、各部署と連携、調整を行い、長期的な視点で公共施設全体の方向性をマネジメント

する必要がある。

3 今後、人口減少等の影響により、公共施設の利用需要が減少するものと考えられる。施設の維持管理に加え、老朽化に伴う多額の更新費用も見込まれるため、施設の利用状況に基づいた費用対効果の観点も踏まえた、公共施設のあり方を検討すべきである。

4 小学校の統廃合などにより用途廃止となった施設については、その後は売却も含めた活用方針を検討されているものとする。売却は、法令に沿って適正な対価で売却しなければならないという原則はあると思うが、用途廃止後、有効な活用が見られない場合は、公費で維持管理費を負担し続けることとなるため、売却価格の見直しを含め、市民や地域のため、よりよい有効活用を議会等とともに協議を重ねながら検討するべきである。

5 公共施設に係る更新費用の削減目標を達成することは、行政・議会・市民の共通認識として推進しなければならない。

市の推進体制としては、各部署の進捗状況と市内全体を見通しながら公共施設の全体を把握し、進捗管理を行う専門部署の設置が必要であり、併せて、議会としても情報共有や協議を行える支援体制を整えることも必要と考える。

専門組織としては、5年ごとの中間検証・見直しにおいても長期計画であることから、専任職員が必要であり、長期的な人員配置、外部人材の登用も視野に推進体制を整えることが必要である。

最後に、本市では、これまでも健全な行財政運営を行うため、積極的に行財政改革に取り組んできたところであります。しかし、人口減少や高齢化の進展、老朽化に伴

う公共施設の適正な管理など、今後も厳しい財政運営が予想されます。

特に公共施設の適正化については、今後の行財政運営に大きく影響する重要な課題の一つであります。

これらの意見を踏まえ、公共施設に係る維持管理費の削減や施設の集約・廃止など更新費用削減の目標達成に向けた積極的な推進と将来を見据えた行財政運営を強く望むものであります。

以上をもって、総務厚生委員会の所管事務調査報告といたします。